妙高市監査委員告示第 1 号

妙高市監査委員に関する条例(昭和41年条例第36号)第10条の規定に基づき、監査の結果を 次のように公表する。

令和2年4月30日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 横尾 祐子

- 1 監査の種類 定期監査 平成30年度・令和元年度
- 2 監査の対象 建設課・こども教育課・生涯学習課
- 3 監査の範囲 建 設 課 (平成30年 9月1日~令和2年1月31日) こども教育課 (平成30年10月1日~令和2年1月31日) 生涯学習課 (平成31年 1月1日~令和2年1月31日) の財務等に関する事務の執行
- 4 監査の実施期間 令和2年2月10日 ~ 令和2年4月28日
- 5 監査の着眼点 財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効 率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や 関係職員からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程 (1)書類審査 令和2年2月10日~令和2年3月17日
 - (2) 事情聴取 令和2年3月30日

8 監査の主な調査事項

建 設 課 予算の執行関係、補助金関係、契約関係、財産管理関係 ほか こども教育課 予算の執行関係、補助金関係、契約関係、貸付金関係 ほか 生涯学習課 予算の執行関係、補助金関係、契約関係、指定管理関係 ほか

9 監査の結果

監査の結果、建設課、こども教育課、生涯学習課の財務等に関する事務はおおむね適 正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の注意・検討を要する事項については、 所管課に対して検討、改善を要望した。